

熊本県公報

目次

告示	道路の区域変更	(道路維持課)	一
" "	" "	" "	二
" "	" "	" "	二
道路の供用開始	指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(高齢保健福祉課)	二
道路の区域変更	道路の供用開始	(道路維持課)	三
生活保護法による介護機関の指定	生活保護法による指定介護機関の変更	(医療福祉課)	三
生活保護法による指定介護機関の廃止	熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項	(住宅課)	四
熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金等交付要項の一部を改正する要項	" "	" "	五
公告	鹿本広域営農団地整備計画の変更	(農政課)	一四
" "	上益城平坦広域営農団地整備計画の変更	" "	一四
" "	天草広域営農団地整備計画の変更	" "	一四
" "	土地改良区役員の就任	(農村計画課)	一四
" "	換地処分	(農地建設課)	一四
" "	第三十回採石業務管理者試験合格者の決定	(工業振興課)	一四

登載依頼

四輪運転シミュレーターの借入れに係る一般競争入札の落札者決定(警察本部)三七
 鳥獣保護センター運営協議会の会議の開催 (鳥獣保護センター運営協議会) 三七
 感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催 (感染症発生動向調査企画委員会) 三七

告示

熊本県告示第八百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	道路の路線名	区域変更する区間	幅員		延長		備考
			前	後	前	後	
一般国道	二一九号	球磨郡球磨村大字大瀬字黒那子 二四九三番一地从先から 同 字 二五三八番一地从先まで	二五・三	二五・三	二〇四・〇	二〇四・〇	国道改
主要地方道	玉名立花線	玉名郡三加和町大字津田字下津留 一五七九番地先から 同 字 一五七六番地先まで	一五・四	一五・四	七・四	七・四	道路改築

二 区域変更する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

道路の種類	道路の種類、路線名及び区域変更する区間等		前	後	備考
	幅員	延長			
主要地方道	本渡牛深線同所	天草郡新和町大字小宮地字野崎 二六番 二地先から 字荒新開	前 三・四・〇	後 一・一・〇	緊道整
区域変更する区間	五二〇七番三二地先まで		前 四・一・〇	後 一・二・〇	

二 区域変更する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	一般道	河合場線同所	八代郡泉村大字柿迫字一ツ氏 六四一八番一地先から 同字 六四二五番四地先まで	前	後	備考
路線名	河合場線同所			前 四・二・一	後 一・六・六	緊道整
区域変更する区間				前 一・九・四	後 四・二・一	

二 区域変更する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	主要地方道	本渡牛深線同所	天草郡新和町大字小宮地字野崎 二六番 二地先から 字荒新開	延長	備考
路線名	本渡牛深線同所			前 一・二・〇	緊道整
供用開始する区間	五二〇七番三二地先まで			後 四・一・〇	

二 供用開始する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百三十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百三十三条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

施設の名称及び開設の場所 二ユー天草病院 本渡市太田町二番地の一	開設者の名称 医療法人 天草病院	指定を辞退する日 平成十三年十月三十一日
--	---------------------	-------------------------

熊本県告示第八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
一般国道	二一九号	八代郡坂本村大字荒瀬字下り谷 同 所 二〇五一番地先から 字二ツ石 二二七八番一地先まで	一七・〇	二一・八	国防災
"	二二六号	天草郡倉岳町大字宮田字中形 同 所 三三八七番一地先から 同 字 三七五四番一地先まで	九・二 二二・五 二二・三	二七・五 二七・九	引継道

二 区域変更する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十三年十月三十一日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長	備考
一般県道	山鹿線 山鹿線 同 所 同 字	玉名郡菊水町大字竈門字蛇田 一八六一番三地先から 同 字 一八三九番一地先まで	（メートル） 一〇二・〇	単道改

二 供用開始する期日 平成十三年十月三十一日

熊本県告示第八百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

「訪問介護」

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
社団法人天草郡市医師会立天草地域介護センター 本渡市亀場町大字食場字地蔵円 八五四一	社団法人天草郡市医師会 本渡市本渡町大字本戸馬場字馬場一〇 七八一	平成十三年 十月二日
ヘルパーステーションひまわり 21 玉名郡代明町中土八一一一〇	特定非営利活動法人長寿会 玉名郡長洲町大字折崎六〇三十一	平成十三年 九月十七日
訪問介護事業所茶寿苑 阿蘇郡阿蘇町内牧一一五八一	医療法人社団坂梨会 阿蘇郡阿蘇町内牧一一五三一	平成十三年 十月一日

「訪問看護」		
事業所の名称及び所在地 牟田診療所 天草郡姫戸町大字姫浦四九九八 一三	事業者の名称及び所在地 医療法人社団翔洋会 天草郡姫戸町大字姫浦二五四四一六	指定年月日 平成十三年 八月一日
「居宅療養管理指導」		
事業所の名称及び所在地 牟田診療所 天草郡姫戸町大字姫浦四九九八 一三	事業者の名称及び所在地 医療法人社団翔洋会 天草郡姫戸町大字姫浦二五四四一六	指定年月日 平成十三年 八月一日
「通所介護」		
事業所の名称及び所在地 ともち未来病院通所介護サービ スセンター 下益城郡砥用町大字洞岳一三〇 八	事業者の名称及び所在地 医療法人社団白寿会 下益城郡砥用町大字洞岳一三〇八	指定年月日 平成十三年 九月十二日
事業所の名称及び所在地 アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武一六四一	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台一十九	平成十三年 九月六日
「通所リハビリテーション」		
事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設ケーナ・ガ ーデン 天草郡河浦町大字河浦四七七 八一三	医療法人社団野田会 天草郡河浦町大字河浦四九七八一	指定年月日 平成十三年 六月十五日
「短期入所療養介護」		
事業所の名称及び所在地 山田内科胃腸科 人吉市下新町三五九	事業者の名称及び所在地 医療法人社団健成会 人吉市下新町三五九	指定年月日 平成十三年 九月十一日
事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設ケーナ・ガ ーデン 天草郡河浦町大字河浦四七七 八一三	医療法人社団野田会 天草郡河浦町大字河浦四九七八一	平成十三年 六月十五日
「居宅介護支援事業」		
事業所の名称及び所在地 アイリスケアセンターにしき 球磨郡錦町一武一六四一	事業者の名称及び所在地 株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台一十九	指定年月日 平成十三年 九月六日

「介護老人保健施設」		
事業所の名称及び所在地 介護老人保健施設ケーナ・ガ ーデン 天草郡河浦町大字河浦四七七 八一三	事業者の名称及び所在地 医療法人社団野田会 天草郡河浦町大字河浦四九七八一	指定年月日 平成十三年 六月十五日

熊本県告示第八百三十六号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、
次の指定介護機関から変更の届出があった。
平成十三年十月三十一日

「居宅介護事業者」
熊本県知事 潮 谷 義 子

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	
アイリスケア センターにし き	株式会社ニ チイ学館	球磨郡錦町一武一 六四一	アイリスケ アセンター 一人吉	アイリスケ アセンター にしき	平成十三年 六月一日
			人吉市中 青井町三三〇 一六田村テ ナント一階	球磨郡錦町 一武一六四	

熊本県告示第八百三十七号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第二項の規定により、
次の指定介護機関から廃止の届出があった。
平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「訪問看護」

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
牟田診療所	竹中善治郎	平成十三年
天草郡姫戸町大字姫浦四九九八	天草郡姫戸町大字姫浦二五四三二二	七月三十一日

「居宅療養管理指導」

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
牟田診療所	竹中善治郎	平成十三年
天草郡姫戸町大字姫浦四九九八	天草郡姫戸町大字姫浦二五四三二二	七月三十一日

「通所リハビリテーション」

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
ともち未来病院通所リハビリテーション	医療法人社団白寿会	平成十三年
下益城郡砥用町洞岳一三〇八	下益城郡砥用町洞岳一三〇八	九月一日

熊本県告示第八百三十八号

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成十三年十月三十一日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項の一部を改正する要項
のように改正する。

第一条中「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱（平成十年四月八日建設省住居発第三十九号。以下「要綱」という。）を「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「法」という。）中、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号。以下「政令」という。）中、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百五十五号。以下「省令」という。）等（以下「法令等」という。）に、「賃貸住宅の建設又は改良（以下「建設等」という。）を行い、賃貸住宅の」を「賃貸住宅の整備（既存の住宅等の改良（用途変更を伴うものを含む。）によるものを含む。以下同じ。）及び」に、「供給計画」を「賃貸住宅の整備及び管理に関する計画（以下「供給計画」という。）に改め、「県が費用の補助を行うため」の下に「法令等に定めるもののほか」を加える。

第二条第一号中「要綱第四の規定に基づき」を「法第三十一条の規定により」に、「供給計画に基づいて建設される賃貸住宅」を「供給計画に基づき整備が行われる又は行われた賃貸住宅」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号中「要綱第四号に掲げる者」を「法第三十一条第六号に規定する資格を有する者」に改め、同項を第三号とする。

第三条を次のように改める。

（供給計画の認定の申請）

第三条 法第三十条の規定による供給計画の認定を申請しようとする者は、当該認定に係る賃貸住宅が法に基づき市町村の補助又は管理に係るものであるときは、あらかじめ当該市町村長と協議するものとする。

第四条を削る。

第五条中「要綱第十七第一項第一号」を「省令第二十五条」に改め、同条を第四条とする。

第六条第二項中「建設省」を「国土交通省」に改め、同条を第五条とする。

第七条を次のように改める。

（供給計画の認定の通知）

第七条 知事は、法第三十一条の規定に基づき供給計画の認定（以下「計画の認定」という。）をしたときは、計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）に認定通知書（別記第一号様式）を交付するとともに、関係市町村長にその旨を通知するものとする。

第七条を第六条とする。

第八条第一項中「要綱第六第二項」を「省令第二十七条」に、「別記第五号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条第三項中「、第四号」を削り、同条を第七条とする。

第九条を次のように改める。

（地位の承継）

第九条 法第二十八条の規定に基づき認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継しようとする者は、承継の原因となる事由が生じた場合に、速やかに知事に承継承認申請書（別記第四号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合で、地位の承継を認めるときは、申請者に承継承認通知書（別記第五号様式）により通知するものとする。

第九条を第八条とする。

第十条第一項を次のように改め、同条を第九条とする。

知事は、法第四十条の規定に基づき計画の認定を取り消したときは、その旨を認定事

業者及び関係市町村長に通知しなければならない。

第十一条の見出し中「建設」を「整備」に改め、同条中「熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金等交付要項」を「熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度補助金交付要項」に、「建設又は改良」を「整備」に改め、同条第十條とする。

第十二条第二項及び第三項中「要綱第十第三項」を「省令第十八条第三項」に改め、同条を第十一條とする。

第十三条を第十二條とし、第十四條を第十三條とする。

第十五条第一項中「別記第九号様式」を「別記第六号様式」に改め、同条第二項中「建設省住宅局長」を「国土交通省」に改め、同条第三項第五号中「一時金」を「前払金」に改め、同条第四項中「別記第十号様式」を「別記第七号様式」に改め、同条を第十四條とする。

第十六条中「高齢者向け賃貸住宅」を「高齢者向け優良賃貸住宅」に、「第五条」を「第四条」に改め、同条を第十五條とする。

第十七条を第十六條とする。

第十八条第一項中「要綱第二十二の規定に基づき定める額の算出計算書又は不動産鑑定士等」を「不動産鑑定士等」に改め、同条第三項中「前二項の規定は、」の下に「認定を受けた供給計画に定められた管理期間内」を加え、同条を第十七條とする。

第十九条第一項中「住宅の家賃と入居者負担額の差額を当該家賃から減額する場合」を「高齢者向け優良賃貸住宅の家賃を減額する場合」に、「その減額」を「所得が二十六万八千円以下の入居者に係る家賃の減額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同条を第十八條とする。

第二十條を次のように改める。

(家賃の支払方法)

第二十條 家賃の支払方法は、月払い方式(入居者が毎月その月分の家賃を支払う方式をいう。)とするほか、一般賃貸人が法第五十六條の認可を受けた場合においては、前払方式(入居者が終身にわたって支払うべき家賃の全部又は一部を入居時に一括して支払う方式をいう。)を採用することができるものとする。

第二十條を第十九條とし、第二十一條を第二十條とする。

第二十二條中「第十九條」を「第十八條」に改め、同条を第二十一條とする。

第二十三條第一項中「別記第十一号様式」を「別記第八号様式」に改め、同条を第二十二條とする。

第二十四條中「次の」を「次に」に改め、同条第二号中「管理規定」を「管理規程」に改め、同条第五号中「一時金」を「前払金」に改め、同条を第二十三條とする。

第二十五條を第二十四條とする。

第二十六條を次のように改める。

(目的外使用)

第二十六條 認定事業者は、法第三十六條第一項の規定に基づき高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用をしようとするときは、目的外使用承認申請書(別記第九号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があつた場合で、目的外使用を認めるときは、その旨を申請者及び関係市町村長に通知しなければならない。

第二十六條を第二十五條とする。

第二十七條第一項中「建設又は改良」を「整備」に、「別記第十三号様式」を「別記第十号様式」に、「別記第十四号様式」を「別記第十一号様式」に改め、同条第二項中「建設」を「整備」に、「別記第十七号様式」を「別記第十二号様式」に改め、同条第三項中「建設」を「整備」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十八條中「一般管理人」を「一般賃貸人」に、「要綱」を「法令等」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十九條中「建設等」を「整備」に改め、同条を第二十八條とする。

第三十條を第三十一條とし、第二十八條の次に次の二條を加える。

(緊急時の体制整備)

第二十九條 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅を整備するときは、当該住宅に入居する高齢者が、緊急時における通報等のサービスの利用を希望する場合、当該サービスの利用が可能となるような措置をあらかじめ講じておかななければならない。

(公社への要請等)

第三十條 県は、法第五十條の規定により公社に対し高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を要請するときは、要請書(別記第十三号様式)を公社に提出しなければならない。

2 前項の要請に基づき、公社が高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行う場合、第十一条から第十七条まで、第十九條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3 県は、公社が第一項の要請に基づき高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備及び管理を行う場合、予算の範囲内で、交付要項により、当該賃貸住宅の整備及び家賃減額に要する費用の一部を補助することができる。

別記第一号様式から別記第十三号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第6条関係)

年 月 日

様

熊本県知事

印

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画(変更)認定通知書

年 月 日付で申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画(変更)

については、高齢者の居住の安定確保に関する法律第31条の規定により認定しましたので、熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項第6条(第7条第3項の規定により読み替えて準用される場合を含む。)の規定により通知します。

別記第2号様式(第7条関係)

年 月 日

熊本県知事

様

認定事業者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画変更認定申請書

年 月 日付け住第 号で認定を受けた計画について、下記のとおり変更したいので、熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項第7条第1項の規定により申請します。

記

変更に係る事項	変更後の内容	変更前の内容

(留意事項)
添付すべき書類は、変更に係る書類のみとします。

別記第3号様式(第7条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

認定事業者住所
又は主たる事務所所在地
氏名又は名称 印

高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の変更届出書

年 月 日付け住第 号で認定されました供給計画について、下記のとおり変更
したいので熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項第7条第2項の規定により届け出ます。
記

変更に係る事項	変更後の内容	変更前の内容

別記第4号様式(第8条関係)

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
又は主たる事務所所在地
氏名又は名称 印

高齢者向け優良賃貸住宅に係る地位の承継承認申請書

年 月 日付け 第 号で供給計画の認定を受けました高齢者向け優良賃貸住
宅については、下記の理由により地位の承継を受けたので熊本県高齢者向け優良賃貸住
宅制度要項第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。
記

(理由)

別記第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

様

熊本県知事

印

高齢者向け優良賃貸住宅に係る地位の承継承認通知書

年月日付けで申請のありました地位の承継については、下記のとおり承認しましたので、熊本県高齢者向け優良賃貸住宅制度要項第8条第2項の規定により通知します。

記

- 1 賃貸住宅の名称
- 2 賃貸住宅の所在地
- 3 認定事業者の住所氏名
- 4 地位の承継を受ける者の住所氏名
- 5 地位の承継に係る条件等

別記第6号様式（第14条関係）

重要事項説明書

一般賃貸人の住所及び氏名（法人にあつては、代表者氏名）	
賃貸住宅の管理者の住所、氏名（法人にあつては代表者氏名）及び主な業務概要	
賃貸住宅の名称	
賃貸住宅の所在地	
賃貸住宅への最寄り交通機関	
賃貸住宅の概要	
提供できる生活支援サービス施設の概要	
家賃（一時金）の額と支払方法	
共益費の額と支払方法	
サービス費の額と支払方法	
退去時の返戻金	
入居・退去に関する事項	
賃貸住宅の管理期間	

